

茅ヶ崎市みどりの保全地区指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例施行規則（昭和49年茅ヶ崎市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例（昭和49年茅ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。）に規定するみどりの保全地区に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 条例第9条第1項に規定する重要なみどりの区域とは、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 条例第13条に定める市民緑地
- (2) 条例第16条第1項に定める保存樹林等
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹林等
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹林等
- (5) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹林等で前4号に掲げるもの以外のもの
- (6) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4項に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等が所有又は管理に関わる樹林等

(指定の通知)

第3条 市長は条例第9条第1項の規定により、みどりの保全地区の指定をしたときは、みどりの保全地区指定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(告示の内容)

第4条 条例第9条第3項及び条例第12条2項に規定する、みどりの保全地区に関する告示事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 名称
- (2) 区域及び面積
- (3) 指定又は解除の理由
- (4) 前各号に掲げるもののほか、みどりの保全地区の保全に関し必要な事項

(標識の設置)

第5条 条例第9条第4項の規定による標識に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) みどりの保全地区の名称
- (2) みどりの保全地区の場所
- (3) 指定年月日
- (4) 指定者

(5) 指定期間

(6) その他必要な事項

(保全義務)

第6条 土地を所有又は管理する者（以下、「土地所有者」という。）は自身の所有又は管理する土地がみどりの保全地区に指定された場合、地区内の保全に協力するものとする。

(行為の届出)

第7条 土地所有者は条例第10条に規定された届出を行う場合、みどりの保全地区行為の届出書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(解除の基準)

第8条 条例第12条第1項に規定するみどりの保全地区の指定を解除することができるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 相続の発生等により土地を譲渡するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が行う事業に協力するとき。
- (3) みどりの保全地区内の保全の義務を怠るとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(みどりの保全地区の指定解除通知)

第9条 条例第12条第1項による指定の解除は、みどりの保全地区指定解除通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(助成金)

第10条 条例第11条第2項に規定する助成とは、次の基準によって交付する。

- (1) 助成金はみどりの保全地区指定部分の面積が100平方メートルあたり、年額500円とする。100平方メートルに満たない場合にあっては、100平方メートルとして計算する。なお、条例第23条に規定するみどりの管理団体が土地所有者に代わり保全管理をしている場合は、助成金は支払わないものとする。
- (2) 年度途中でみどりの保全地区の指定、又は解除をしたときの助成金は月割（1か月未満の端数があるときは1か月とする。）により計算して得た額とする。

(助成金の交付申請)

第11条 条例第11条第2項の規定による助成を受けようとする者は、みどりの保全地区助成金交付申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、毎年3月に行うものとする。ただし、年度途中で指定の期間が満了したとき、又は指定を解除したときは、申請に基づき交付する。

(助成金の交付の決定)

第12条 市長は、前条に規定する申請があった場合、内容を調査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容をみどりの保全地区助成金

交付決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

第 1 号様式(第 3 条関係)

みどりの保全地区指定通知書

年 月 日		
様		
茅ヶ崎市長		印
茅ヶ崎市みどりの保全地区指定要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。		
1 名 称		
2 所在地		
3 指定地番		
4 登記面積		
5 登記地目		
6 指定内容	指定開始日	
	指定理由	
	みどり審議会 諮問・答申日	諮問日 答申日
	告示日	
	指定面積	
	その他	
7 備 考	茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例、規則及び要綱を遵守すること	

第 2 号様式(第 7 条関係)

みどりの保全地区行為の届出書

年 月 日 あて先 茅ヶ崎市長 様 住 所 氏 名 茅ヶ崎市みどりの保全地区指定要綱第 7 条の規定により、みどりの保全地区内で実施する行為について次のとおり届出ます。		
1 名 称		
2 所 在 地		
3 指定地番		
4 登記面積		
5 登記地目		
6 指定内容	指定開始日	
	指定面積	
	その他	
7 行為の内容		

第3号様式(第9条関係)

みどりの保全地区指定解除通知書

年 月 日

様

茅ヶ崎市長

印

茅ヶ崎市みどりの保全地区指定要綱第8条第 項に該当するため、第9条の規定により、解除について、次のとおり決定しましたので通知します。

1	名 称	
2	所 在 地	
3	指定地番	
4	登記面積	
5	登記地目	
6	決定内容	
	指定解除日	
	指定面積	
	その他	

第4号様式(第11条関係)

みどりの保全地区助成金交付申請書

年 月 日

あて先 茅ヶ崎市長

住 所

氏 名

茅ヶ崎市みどりの保全地区指定要綱第11条に基づき、 年度みどりの保全地区助成金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

1 名 称		
2 所 在 地		
3 指 定 地 番		
4 登 記 面 積		
5 指 定 面 積		
6 指 定 開 始 日		
7 交 付 申 請 額		
8 交付申請額の算出		
9 助成金の使用目的		
10 添付書類		受付印

第 5 号様式(第 1 2 条関係)

みどりの保全地区助成金交付決定通知書

年 月 日 様 茅ヶ崎市長 年 月 日付けで申請のありました 年度みどりの保全地区助成金 については、次のとおり交付を決定しましたので、みどりの保全地区指定要綱第 1 2 条の 規定により通知します。	
1 助成金額	円
2 助成の条件	